

苫小牧市空家等対策計画（素案） 概要版

第1章 計画の目的と位置づけ

○背景と目的

少子高齢化社会の進展に伴う人口減少時代を向かえ、空き家数の増加が見込まれており、特に適切な管理が行われないまま放置されている空き家については、積極的な対策が求められています。

国でも平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、特措法という。）が施行されました。これらの背景を踏まえ、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進することを目的として本計画を策定します。

○計画期間 平成31年度から平成35年度

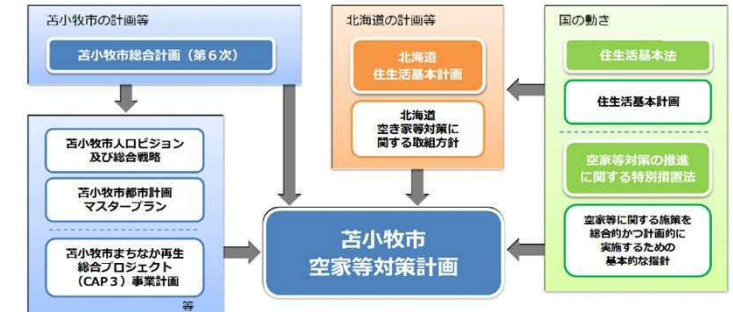
○対象地区 苫小牧市内全域

○空き家の種類

空家等・・・特措法第2条第1項に規定されるもの
使用されていないことが常態である空き家

特定空家等・・・特措法第2条第2項に規定されるもの
そのまま放置すれば、①保安上②衛生上、③景観上、④周辺の生活環境上、著しく不適切である状態の空き家

○計画の位置づけ



第2章 人口と空き家の現状

○人口推移

人口 172,737人（平成27年）⇒ 148,083人（平成52年）

※実績値：総務省「国勢調査」、推計値：国立社会保障・人口問題研究所

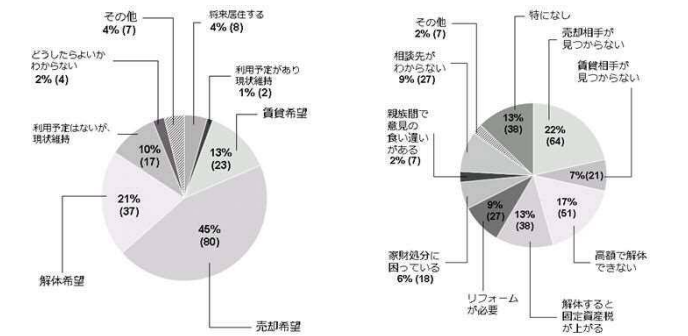
○空き家の現状

空家等総数 1,082件（平成29年度）



○空家所有者の意向調査結果（抜粋）

「今後、どのように考えているか」「今後の活用について困っていることは」



第3章 空家対策の取組方針

○空家対策の基本的な進め方

建物の使用状況等の各段階に応じた取組と庁内の実施体制の取組、合わせて5つの取組方針を定めます。

- ① 空家の発生抑制**
居住又は使用中の段階からの意識醸成
- ② 空家の適切な管理**
維持管理のポイントや放置リスクの情報提供
- ③ 空家の有効活用**
中古住宅や地域資源としての有効活用
- ④ 管理不全な空家への対策**
解体・除却の促進、特定空家等に対する措置
- ⑤ 実施体制の整備**
ワンストップ相談窓口、関係団体との連携

建物の状態		対策	
居住中の住宅	居住中	取組方針1 空家の発生抑制	
空家	不良度低	取組方針2 空家の適切な管理	取組方針3 空家の有効活用
	管理不全な空家 (特定空家等を含む)	取組方針4 管理不全な空家への対策 特定空家等への措置	
	不良度高	取組方針5 実施体制の整備	

第4章 空家対策の具体的施策

施策1 空家の発生抑制

- ① 所有者等及び市民への意識醸成
- ② 相続手続等の促進
- ③ 相談窓口の周知
- ④ 住宅の良質化の推進

施策2 空家の適切な管理

- ① 空家データベースの充実
- ② 適切な管理への意識醸成
- ③ 庁内連携体制による取組
- ④ 地域における相談機会の提供

施策3 空家の有効活用

- ① 関係団体との連携
- ② 空家情報バンクの活用促進
- ③ 商業振興や移住促進の取組との連携

施策4 管理不全な空家への対策

- ① 空家等の解体・除却の促進
- ② 苫小牧市特定空家等の判断基準の策定及び認定の実施
- ③ 特定空家等に対する措置の実施

施策5 実施体制の整備

- ① 空家に関する市の相談体制
- ② 庁内推進体制の整備
- ③ 苫小牧市空家等対策委員会
- ④ 関係団体・機関との連携